

高齢者施設等の水害対策強化事業

(地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金のメニュー)

■補助対象となる地域

原則、下表に該当する地域に所在する高齢者施設等を対象とする。

ただし、災害レッドゾーンを優先するとともに、浸水想定区域については、浸水深に応じて優先する。

| | 区域 | 指定 | (参考) 行為規制等 |
|-----------|--|---|--|
| 災害レッドゾーン | 災害危険区域（出水等） 〈建築基準法〉 | 地方公共団体 | ・災害危険区域内における住居の用に供する建築物の建築の禁止その他建築物の建築に関する制限で災害防止上必要なものは、前項の条例で定める。 (法第39条第2項) |
| | 土砂災害特別警戒区域 〈土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律〉 | 都道府県知事 | ・特別警戒区域内において、都市計画法第4条第12項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第10条第1項) ※制限用途： 住宅（自己用除く）、防災上の配慮を要するものが利用する社会福祉施設、学校、医療施設 |
| | 地すべり防止区域 〈地すべり等防止法〉 | 国土交通大臣、 農林水産大臣 | ・地すべり防止区域内において、次の各号の一に該当する行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第18条第1項) ・のり切り（長さ3m）、切土（直高2m）など |
| | 急傾斜地崩壊危険区域 〈急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律〉 | 都道府県知事 | ・急傾斜地崩壊危険区域内においては、次の各号に掲げる行為は、都道府県知事の許可を受けなければ、してはならない。(法第7条第1項) ・のり切り（長さ3m）、切土（直高2m）など |
| | 津波災害防災特別警戒区域 〈津波防災地域づくりに関する法律〉 | 都道府県知事 市町村の条例 | ・特別警戒区域内において、政令で定める土地の形質の変更を伴う開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをしようとする者は、あらかじめ都道府県知事の許可を受けなければならない。(法第73条第1項) |
| | 浸水被害防止区域 〈特定都市河川浸水被害対策法〉 | 都道府県知事 | ・開発行為のうち政令で定める土地の形質の変更を伴うものであって当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物の用途が制限用途であるものをする者は、あらかじめ、当該特定開発行為をする土地の区域に係る都道府県の長の許可を受けなければならない。(法第57条第1項) |
| 災害イエローゾーン | 浸水想定区域 〈水防法〉 | (洪水) 国土交通大臣、 都道府県知事 (雨水出水) 都道府県知事、 市町村長 (高潮) 都道府県知事 | なし |
| | 土砂災害警戒区域 〈土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律〉 | 都道府県知事 | なし |
| | 都市洪水想定区域、都市浸水想定区域 〈特定都市河川浸水被害対策法〉 | 国土交通大臣、 都道府県知事 等 | なし |
| | 津波災害警戒区域 〈津波防災地域づくりに関する法律〉 | 都道府県知事 | なし |